

国 河 環 第 1 0 号
平成 2 3 年 5 月 1 1 日

各 地 方 整 備 局 河 川 部 長
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長 宛
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長

国 土 交 通 省 河 川 局
河 川 環 境 課 長

河川維持管理計画に基づく河川維持管理の推進について

「効率的・効果的な河川維持管理の推進について」（平成 2 3 年 5 月 1 1 日付国河環第 9 号河川局長通知）により、河川維持管理の推進について通知したところであるが、河川維持管理計画に基づく河川維持管理の推進にあたって、下記の通り定めるので、遺漏なきよう対応されたい。

なお、「河川の維持管理にかかる計画の作成等について」（平成 1 9 年 4 月 2 5 日付国河治第 1 9 8 号治水課長通知）及び「河川砂防技術基準（案）維持管理編（河川）（試行案）」について」（平成 1 0 年 3 月 2 0 日付国建河流第 1 号流域治水調整官通知）は、廃止する。

記

1. 河川整備計画と河川維持管理計画との関係について

河川整備計画は、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に基づき、計画対象期間（概ね 2 0 ～ 3 0 年間）における河川整備の具体的な内容を定めることにより、河川整備の計画的な実施の基本となるものであり、河川の特長や地域の実情等を踏まえ、河川の維持の目的、種類及びその施行箇所に関する事項を含むものである。

一方、概ね 5 年間で計画対象期間とする河川維持管理計画は、河川整備計画に沿って、河川維持管理を適切に実施するために必要となる具体的内容を定めるものである。

2. 河川維持管理計画の作成について

(1) 河川維持管理計画は、河川砂防技術基準及び関連する通知等に基づいて、河川維持管理の実施内容、頻度や時期等を具体的に記述することとする。また、河川維持管理

計画は事務所等が管轄する河川ごとに、当該事務所等が作成することを原則とする。河川維持管理計画を策定した場合には速やかに公表することとする。

各年度の河川維持管理の実施内容は、維持修繕の予算に係る各年度の手続きに併せて確認するので、別途指示する資料を提出するものとする。また、河川カルテについては当該手続きにおいて重要な参考資料とするので申し添える。

- (2) 河川や河川管理施設等に変状が生じ、その程度によっては補修等の必要な対策を講じなければならないが、どの程度の変状が生じた時に対策を講ずるべきか等の評価方法を今後確立する必要がある。例えば、護岸等の変形がどの程度進んだら対策を講ずる必要があるのか、その判断基準を明確にすること等があげられる。

そのため、河川維持管理の実施にあたっては、長期間にわたり、河川巡視、点検、調査による状態把握、維持管理対策、それらの分析・評価など一連の作業を繰り返しながら、知見を集積し、河川維持管理計画あるいは関連する技術基準等の充実を図る必要がある。

3. 学識経験者・専門家等から助言を得る体制の整備について

河川維持管理計画を作成するに当たり、あるいは河川や河川管理施設の状態を分析・評価するに当たり、事務所や地方整備局等の適切な単位で学識経験者、専門家等から技術的助言を得られるような仕組み等、課題に応じて必要な体制を整備するものとする。

また、河川維持管理計画に基づく一連の河川維持管理の実施を通じ、個々の河川における具体的な河川維持管理の実施基準を充実させるために、河川毎の課題に応じて、学識経験者・専門家等から助言を得る体制を活用し、順次解明していくことが重要である。

4. 河川カルテについて

河川カルテの作成要領は、別に通知する。河川カルテは、河川の状態を記録する重要な資料として適切に作成されたい。

5. 多自然川づくりについて

河川砂防技術基準にもあるように、河川維持管理にあっても、多自然川づくりを基本として河川環境の整備と保全に取り組むものとする。河川維持管理計画の作成に当たっては、補修・更新等の対策が中長期的に見て多自然川づくりを基本とした河川環境の整備と保全の目標達成に資するよう措置していくことが重要である。また、具体の補修・更新等の対策の実施に当たっても、当該河川における多自然川づくりの考え方を踏まえ、河川環境の整備と保全が図られるように留意する。

6. 河川維持管理における地域との連携について

- (1) 河川維持管理は、出水に対応した水防、避難計画、あるいは河川敷地の利用、街づくり等との密接な関連を有していることから、関係都道府県や関係市区町村との連携に努めるものとする。また、河川維持管理は地域の生活環境、河川の自然環境、河川利用とも密接な関連を有していることから、地域のNPO、市民団体等の連携・協働にも努めるものとする。
- (2) 河川砂防技術基準等の技術基準を充実させていくため、河川維持管理の実施を通じ、
3. の学識経験者・専門家等から助言を得る体制を活用するなどにより、河川維持管理に係る技術的な知見の集積に努められたい。また、都道府県又は政令市が管理する河川（以下「都道府県等管理河川」という。）における河川維持管理の水準や技術的課題についても情報を集積し、中小河川も含め河川維持管理に関する技術の充実に努めていく必要がある。そのため、貴管内の都道府県等管理河川における河川維持管理状況等の調査にも取り組みまれたい。実施要領については、別途通知する。なお、都道府県及び政令市宛には、別添「効果的・効率的な河川の維持管理の推進について」を通知している。